

青色申告

蒲田会報

No. 761

平成 30 年
10 月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎 郎

青色申告普及

秋の入会キャンペーン!!

10月1日から11月30日までの2カ月にわたり「青色申告普及・秋の入会キャンペーン」を実施します。

事業を営んでいる方や不動産収入のある方で、青色申告会の会員になられていないお知らせの方をご存知でしたら、入会を勧めたいだけでなく、事務局までご紹介くださいますようお願いいたします。

入会された方々に「青色申告会に入ってから良かった」と思っていたら、役員・職員一丸となって取り組んでまいりますので、会員の皆さまにご協力をお願いします。

青色申告の主な特典

- ① 青色申告特別控除
- ② 青色専従者給与の必要経費算入
- ③ 純損失の繰越し・繰戻し 等

青色申告会の事業案内

① 記帳指導

ご希望に合わせて簡易簿記または複式簿記の記帳の仕方を個別指導しています。

税務署への届出書の作成等を指導や、複式簿記講習会・記帳確認会等も実施しています。

② 確定申告指導会

税理士会の協力を得て、所得税・消費税の決

算・申告指導を行っています。

③ 源泉所得税・年末調整指導会

従業員・青色事業専従者の源泉所得税・年末調整の指導を行っています。

④ 会員福利・レクリエーション

会員限定の青色共済・東京青色傷害保険・東京青色がん保険等の紹介をしております。また、アメリカンファミリー保険、関東自動車共済等の団体割引や小規模企業共済・中小企業退職金共済・経営セーフティ共済もご利用いただけます。

日本旅行主催の旅行が7%割引になる、ラフォーレ倶楽部の会員利用ができる等の青色サービスパスや、東京デイズニリゾートのサックス・フェスティバルパスポートの発行等も行っています。

⑤ 家づくりサポート

青色申告会がパナホームと提携し、会員限定のさまざまな特典をご用意し、住まいづくりをサポートします。

⑥ 融資の紹介

東京商工会議所の経営改善資金（マル経融資）等の融資を紹介しています。

⑦ その他

（二社）東京青色申告会連合会開催の無料法律相談を利用できます。お一人30分を目安にご相談できます。

※前記以外にも様々な活動を行っておりますので、ご質問等ございましたら、事務局までお問合せください。

会員紹介キャンペーン実施中

今月号会報とともにお配りした「青色申告普及・秋の入会キャンペーン」チラシをご参照の上、ご協力ください。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

2019 年 (平成 31 年) 10 月 1 日から消費税の軽減税率制度が実施されます！

軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、
次の項目を参考に yourself でご確認ください。



ステップ 1 軽減税率制度の内容の確認

- ☐ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務 (税額の計算)
- ☐ 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ 2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- ☐ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- ☐ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- ☐ 会計システム等の導入・改修・入替え
- ☐ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え (「軽減税率対策補助金」の活用を検討)
- ☐ 軽減税率対策補助金の交付申請手続き (一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。)

ステップ 3 売上・仕入商品の税率区分

- ☐ 売上・仕入商品に係る税率区分 (軽減税率の対象取引の有無) の確認

ステップ 4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- ☐ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し (商品マスタの見直し)
- ☐ 税率区分に応じた経理処理の見直し (経理処理マニュアルの整備)
- ☐ 納品書や請求書などの帳票の見直し (取引先との連絡・調整)
- ☐ 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ 5 制度の実施に向けた本格的な準備

- ☐ 商品ごとの税率区分等をシステムに登録 (商品マスタの整備)
- ☐ 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- ☐ 従業員への研修 (説明会等への参加)、店頭などでの消費者向けの周知 (店頭ポスターなど)

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度については「国税庁」
のホームページをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/>



軽減税率対策補助金

検索

軽減税率対策補助金については
「軽減税率対策補助金事務局」
のホームページをご覧ください

<http://kzt-hojo.jp/>



(お問い合わせ先) 蒲田税務署 電話 03 (3732) 5151

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

都税だより

☆10月は、不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため、調査の手掛かりを探しています。不正軽油に関する情報をお持ちの方は、不正軽油110番(0120-2311-793)へご連絡ください。

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。詳しくは、東京都主税局課税部課税指導課(03-5388-2958)へお問い合わせください。

☆自動車税の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9月28日(金)に「自動車税減免の更新手続きについて」をお送りしています。自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月31日(木)までに提出ください。なお、ご提出のない場合は平成31年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。ご不明な点がございましたら、東京都自動車税コールセンター(03-3525-4066)へお問い合わせください。

☆不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

【減免対象】
不燃化特区内において、木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

【申請期限】

新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

※減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 大田都税事務所 電話03(3733)2411(代表)

経営改善資金(マル経融資)

経営改善資金(マル経融資)は、小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

【融資対象】

- ・従業員20人以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
- ・商工会議所の経営指導を一定期間受けて、事業改善に取り組む方
- ・所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方

【担保・保証人】・不要

【融資限度額】・2,000万円

【返済期間】・運転資金…7年以内 ・設備資金…10年以内

【利率】・1.11%(9月14日現在)

【資金使途】・運転資金 ・設備資金

「この融資限度額、返済期間の取扱は平成31年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。」
経営上でお悩みの方窓口専門相談をご利用ください。

- ・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)・会員・非会員の方問わずご利用できます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所大田支部まで

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

電話 03(3734)1621

大田区より

支払った利息の30%が
3年間、補助されます。

記帳確認指導会開催のご案内

当会では「正しい申告」「正しい納税」をスローガンに、自己研鑽運動として、会員の皆様が「正しい記帳」を実現できるよう記帳確認指導会を実施しております。

特に、消費税の課税事業者の方で記帳内容に不備がある場合、思いもよらない多額の税額を納めることになりかねません。また、青色申告特別控除 65 万円を目指す方は、「正規の簿記の原則」にしたがった記録方法が必要となります。

下記の通り記帳確認指導会を開催いたしますので、是非、ご参加ください。(予約制ですので、事前に事務局までご連絡ください。)

◆開催日時：10月22日(月)～26日(金)・11月26日(月)～30日(金)
午前9時30分～11時30分・午後1時～4時

◆会 場：事務局

- ・日程に都合がつかない方は、事務局までお問い合わせください。
- ・現在つけている帳簿または、ピズソフトをご利用の方は、ノートパソコン等と筆記用具をご持参ください。

事務局より

○「不動産所得会員向け研修会」開催のお知らせ

貸家やアパートの経営をされている方を対象とした、不動産にかかわる法律問題や貸付に当たつての工夫等を、分かりやすく説明いただきます。

・開催日時：平成30年11月12日(月)

11月15日(木)

午後2時～4時30分(予定)

・会 場：東京青色申告会館 3階会議室

(JR市ヶ谷駅より徒歩5分)

・テーマ：

①不動産賃貸にかかる貸主側の留意点

②空室の出ない賃貸経営

・講師：

①一般社団法人東京青色申告会連合会

顧問弁護士 小松 哲 殿

②東京都不動産協同組合理事

(公社)東京都宅地建物取引業協会

練馬支部支部長

岩崎 和夫 殿

・参加費：無料

・定 員：各90名

・申込方法：参加希望日を事務局までご連絡下

さい。なお、定員になり次第、受付

を終了しますので、参加希望の方は

お早めにお申込み下さい。

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円

(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381

九月 事業報告

二日 パナソニックホームズつくば工場見学会
五日・六日 会計ソフトを利用した記帳指導事業
六日 大田区陳情
七日 東青連専務局長会議 東青連都議会各会派による東京都予算等に関する要望ヒアリング 都議会議事堂
一〇日～一四日 会計ソフト個別指導会 事務局
一三日 蒲田税務六団体連絡協議会 蒲田税務署
一四日 東青連税制政策委員会 東京青色申告会館
一五日 東青連前会長お別れの会 妙福寺本願院
一九日 東京地区連ブロック大会
二二日 青色申告普及・会勢拡大出陣式
二五日 グランパークホテル・パネックス東京
二七日 執行部会 東京青連理事会 東京青色申告会館

